

第18回横浜市都市美対策審議会政策検討部会会議録	
議 題	審議事項 1 市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について（審議） 2 景観制度の見直し検討について（審議） 3 その他
日 時	令和元年10月10日（木）午後2時から午後4時まで
開催場所	松村ビル別館502会議室
出席委員 （敬称略）	西村幸夫、国吉直行、鈴木智恵子、関和明、中島美紅
欠席委員 （敬称略）	大西晴之、真田純子
出席した書 記	堀田和宏（都市整備局企画部長）、嶋田稔（都市整備局地域まちづくり部長）、梶山祐実（都市整備局企画部都市デザイン室長）、鴫田傑（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
説明者	<b>【議事1】</b> 関係局：黒田崇（都市整備局都心再生部都心再生課担当課長） <b>【議事2】</b> 関係局：石川美沙希（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長） <b>【議事3】</b> 関係局：河本一満（文化観光局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課長） 安藤準也（文化観光局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課担当係長）
開催形態	公開（傍聴者： 2名）
決定事項	議題1：本日の意見を踏まえ、引き続き検討を進めること。 議題2：本日の意見を踏まえ、引き続き検討を進めること。
議 事	1 市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について（審議）  議題1について、事務局から説明を行った。  ○西村部会長 関内駅前特定地区という形で新たに特定地区を設定するというのと、その景観形成基準が提案されました。いかがでしょうか。 （梶山書記） 議論の前に、本日欠席の委員からご意見があり、先にご説明をさせていただきます。まず、大西委員からですが、広い意味で関内・関外をどのようにしていきたいのか。例えば、海外でいいますとオールタウンとニュータウンのエリアに分ける開発というのが多いのですが、関内はどうしていきたいのかといったご質問がございました。また、災害時の安全対策にもつながるので、ゆとりのある計画の必要性といったものについてもご意見をいただいております。真田委員からは、この件について特に意見はありませんでした。 （鈴木委員） 関内の現市庁舎が残るということで、まずはちょっとほっとしたのですけれども、それを生かして高層ビルですね。今まで関内地区はこれほど高い高層ビルはつくらないという感じでやっていたのを、初めての高層ビルをつくるということで、かなり周辺に与えるインパクトは大きく、いい意味で考えれば関内の駅前からスタジアム、日本大通り、象の鼻地区、山下公園のほうの関内のエリアの動線がずっとつながって回遊性がすごくわかりやすくなる。今まで関内の駅前からは、横浜の人はわかるのですが、他都市から来たお客様にわかりにくいところがあったのです。だから、1つのエリアとしてははっきりと回遊性ができるということはすごくいいことだと思います。 それともう一つ。これを再開発することによって、大西委員などもご指摘のように、駅の反対側の関外地区の再整備というか再開発の起爆剤になると思うのです。関内側が整備されると当然刺激も受けて、民間でも再整備という機運が高まってくると思います。また、関外地区も公園があるのですが、過去にせっかく整備したのにあまり使われていないところもあります。古くからの商店街の伊勢佐木町とかもあり、関外地区の歴史的な部分も生かすような形でつくるための、そういう意味では起

爆剤になるだろうなと思っています。

さらに、大西委員の意見でもあった災害時の対応です。広場とかをつくるので、スタジアムも隣にありますし、一つの拠点として、災害に対応できるような場所としても考えていただきたいということです。それから、公開空地とかをかなり多くとるようなので、公共性の確保はある程度民間のところでもやっていただけるような提案内容になっているのではないかと私は感じました。

最後にもう一つ。今の現役世代とこれからの若い世代を中心に再開発のことを考えての提案だと思いますが、もう高齢社会なので、そういう高齢社会への対応ということも入れていかないと。関内の駅前はずごく地の利がいいわけです。駅を降りすぐということだから、これからは何かつくったら、若い人とかファミリー層だけではなくて、ある程度の年齢の人も利用したくなると思うのです。だから、ハード的にはバリアフリーとかそういうこともソフトとともに考えていったほうがいいのではないかと思います。以上です。

(西村部会長)

ありがとうございます。幾つかの視点も入れたほうが良いということですね。

私のほうから1つ質問で、今の関内駅前の準特定地区と駅前の特定地区がそのままどこがやれなくて、これを新たにまとめないとどうしてもできないものとは、具体的にはどういうことですか。

(黒田課長)

基本的に、今回は高さについて、現行ではできないところを変えるということが変更の理由になっています。それ以外の部分については、変えないとできないというわけではなくて、どちらかという規制強化になります。新しいまちづくりをするに当たって、1-1の裏面でa、b、c、d、eと新しい基準を定めようとしておりますが、例えば今の市庁舎前面特定地区ですとaとeに相当するものしかなくて、しかもそれは市役所があり続けることを前提としたルールなわけです。逆に準特定地区については、そのルールも具体的にはないわけです。なので、どちらかといえば今後の開発をうまく誘導するために、必須ではないけれどもやっておこうというところです。

(国吉委員)

私は関内駅周辺地区エリアコンセプトブックを作るところから、景観審査部会での議論やその後の事業者選定の作業にも入っていました。今回の景観計画等の改定、これについては現在の市庁舎街区について景観審査部会で、やはり歴史性とか街並みとかそういうものの伝統とかを踏襲しつつ、一定の高さは緩和していくという方向は出しましょうということでしたが、具体的に幾つというところまでは決めていなかったのです。あまり極端に上げないでくださいよというニュアンスではあったのです。事業提案の中にももっと高いものとか、幾つかあったのですが、この案は結果的に高さだけで選ばれたわけではなく、総合的に選ばれたということです。ただ、この場合は全体の広場をとってくるとか、歩行者の軸線を保つとか、いろいろな工夫をやっていただいて、それと合わせて高さも緩和していくというニュアンスなわけです。しかも、地域の新しい玄関口としてのシンボル性も持ちたいということがあったと思うのですが、隣の街区等にもらみながらつくっていく話になると思うので、先ほど他の欠席の委員からお話があったように、この周辺の街はどうなっていくのですかというときに、ここもここだけ高くなったのだから、ほかも全部いいでしょうというようなことではないと思うのです。でも、ある程度いろいろな低層部の工夫とか、独自の工夫があった場合は、またそれを今の現行基準ではなくて少し緩和するという方向も出てくるかもしれないという話もあります。

その辺を踏まえて、どういった街並みを、あるいは活力とかを周りの地区に誘導してくるのかとか、住宅の需要みたいなものも事業としては成り立つとかの視点もあります。住宅だけが出てくるのっぽビルが出てくるのはやめたほうがいいのか、ミックスしているとどのくらいの高さとか、用途とも絡んでくるところがあって、その辺にもらみながらの議論で、他については現行のまま保っていいということではないかと思うのです。

そのときに、ここでつくられたものは非常に内容が豊かな提案だったと委員会でも評価されておりますが、このコンセプトブックにも書かれているような歴史性みたいなものも踏襲しているとか、建物の保存だけではなくて31メートルの線とか、そういうものとか歩行者の軸、そういったものを再度ここできちんと景観形成基準として捉えておくということです。まだ議論してなかったことも多少あります。高さは事務局から160数メートルという高さがあって、それはどのくらいの数字で言うておくのだろうかとか、タワーはどのくらいなのだろうかとか思いながら、他の街区ではどのくらいまで許容できるのかみたいな議論があってもいいのかなとか、そのような視点で見ただけであればと思います。

それで、例えば高さについては、前の景観審査部会でも幾つまでとかいう議論はしておりませんの



でやったらいいよということになり、議論と少しずれてきてしまうような気がします。関内は確かにトータルとしていい街だけれども、こういったものをどんどんやるような地区ではないかなと思っていきますので、まさに議論させていただき、トータルでの貢献とセットのまちづくりというふうにしました。なので、正直言いますと、スカイラインの議論というのは、そういった波及を考えると、現在は考えていないところはあります。街によっての意味合いとまた違うアプローチなので、正解がなかなか難しいのですが。

(西村部会長)

それは、こういうことが起きれば、そういうまた例外的なものも将来あり得るというわけですか。

(黒田課長)

それが何でも抜けるという意味ではなくて、A3判の裏面の右下のとおり、これまでの関内の景観形成の考え方を踏まえつつ、景観上のチェックに加え、まちづくり上重要な空間の確保や特別な機能の誘導など、高さ以外のまちづくりに対する貢献も総合的に判断します。その判断に当たっては、市民意見募集や都市美対策審議会の意見聴取を経てということで、これで本当にいいのだろうかということで、貢献と高さのバランスというのをこういった場で議論した中で決めていくという形で考えています。

2点目の歩行者ネットワークにつきましては、確かにスライドにあるものを、くすのきモールと事業者は名づけております。景観計画上では、今まで、くすのき広場上にありました。それは公共施設だからです。ただ、もはや行政財産ではなくって、普通の民間の開発になっているわけです。結果的に残してはくれたのですが、一般的に敷地の中の単一の商品といえますか、それを計画に位置づけるということは今までやっておりません。ただ、一方で港町民間街区との議論の中では、この間の道路こそがこれから大事だよねというのを地権者からも聞いておまして、そういった中で今回、結果的にずれる形になると思っています。なので、緑というよりはにぎわいと考えております。ただ、もし計画上の齟齬がなければ両方追加というのものはないのかもしれませんが、いずれにしても左側の道路については地権者からのかなり前向きな提案もありましたので、そこは生かしていきたいなど。その上で、くすのきモールを残すかどうか、今後詰めていきます。

3点目の夜景についてです。空に溶ける景観と夜間のものですが、それについてはまさに来年度、都市景観形成協議の中で議論かなと。事業者についても夜をどういうふうにするかということについてはまだこれからだと思いますので、本日もご意見をいただきましたので、そういったことも今から考えて、都市景観形成協議の中で夜間についての考え方も整理したいと思っています。

(西村部会長)

相手次第ということですね。わかりました。

(国吉委員)

部会長も話していたように、全体が、関内の街がどうなるのだろうみたいな、そういう議論がやはり必要だということなのですが、多分今回と2回ではできないと思うのです。コンセプトブックをつくったときも、本当は関内全体のそういったあり方論があって、それで全体のコンセプトとこの地区だけのコンセプトと両方分けて出せばよかったのですが、そこまでできなかったもので、とにかくこういった視点を持ちながらある程度柔軟に対応して、その中で配慮いただいたものについてはそれをきっかけにして周りを考えていこうという流れだったと思うのです。だから、今回もそういう流れにあるということで、この敷地についてはこうだけれども、周りについては基本的に今までの考えでいきますよと。それで今後、その周りについては急ぎ議論していくというようなことをどこかで位置づけておいて、それで何かプロジェクトが出てくればその都度どんどん変わっていくのではなくて、やはり基本的にこれまでの考え方をベースにしながら、もう少し議論を深めていって変えていくというようなことを議論の内容としてとどめておいて、今回のところではどのようにきちんとこの街区で明示していくのかということで議論するというにしないと、なかなか進まないかなと思っています。

(西村部会長)

そうですね。その辺がなかなか微妙なところで、かたくつくってしまうと本当にそれでいいのかみたいになるし、全然ないと、ないからだめじゃないかみたいに言われるので。でも、やはり横浜のやり方は、今、国吉委員がおっしゃったような、その中間のところに対応しながら決めていくということなので、いずれにしてもここでこの地区に何らかのルールを決めると、外はどうするのかという話に問われてしまうので、そのときに今のようなスタンスがここからも感じられるようなことに、ある程度想定される質問なので、それもある程度答えておいたほうがいいかなと思います。ちょっと難し

いかもしれませんけれども。

(黒田課長)

了解しました。

(鈴木委員)

高さというのがすごく重要で、街の性格を高さによって決めてしまうようなところもありますが、今後の関内地区における建築の最高高さの見直しというところの地図が色分けしてあるのですけれども、これは高さが決まっているのですか。これを説明してください。

(黒田課長)

これは景観計画の付図になっておりまして、濃いオレンジのところは高さ75メートルでございます。資料の1-5の3ページ目に詳細が載っております。

海沿いの大さん橋ですとか、横浜公園とかは31メートルです。市役所ですとか、本町通りという通り沿いは濃いオレンジで、これが75メートルです。もう少し薄いオレンジについては、45メートル以下です。というふうに最高を75として、あとはゾーンごとに定めているといった感じでございます。

(鈴木委員)

ありがとうございます。もう一つ質問です。これだけ関内の駅前が再開発するというので、JRさんとは何か一緒にやるというのはあるのですか。あまりにも今、JRの駅の使い勝手が悪いので。

(黒田課長)

エリアコンセプトブックにも1行書いておりますが、関内駅南口についてもJR東日本さんと改良に向けた調査を始めています。資料の裏面の右の7のその他というところの2つ目のポチで、関内駅南口前の道路占用許可の基準を一部変更しますと書いています。これはどういった変更かという、基本的には同じなのですが、現行では、道路の上の通路は全てだめというような基準になっております。駅が今後どうなるか全くわからないのですが、いろいろな魅力的な考え方があるものの一つとして、上空通路が法令上だめだったらその検討すらできないというのがありますので、上空通路については一度この基準を外しております。ただ、JRさんと、じゃあ通路でいこうと平面でいこうとか、そういった改良内容が決まるにはまだまだこれからで、今回のプランを見ながらJRさんと検討を加速させていく。現在はまだこの段階です。

(関委員)

資料1-4で旧・新というのがあって、いろいろ書き記されていて、これは言葉だけで言語化されているだけですけども、1ページ目の今までなかった、例えば「開港の歴史や」の後で「戦後の都市発展の歴史」みたいなことが加わっていたり、随所に今回のゾーニングの変更に関連することがあって、確かに上空通路のこともあったりします。これは、きょうはまだざっと通読してきて、また細かい点については今後のこの場での議論で取り扱われるということによろしいのでしょうか。ちょっとその辺が。

(西村部会長)

そうですね。資料1-4の説明がなかったですね。

(黒田課長)

今回、説明が非常に膨大だったので、まずは全体のアウトラインというところでご説明させていただきました。最初に部会長からお話があったように、今回と次回で議論したいと思っております。今回はアウトラインのご説明をしたところで、次回は細かい条文とかに含めた議論をしたいと思っております。今回でこの事業の全体の位置づけをご説明した上で、次回に細かいところと考えております。

(西村部会長)

ということは、1-4のようなことは次回説明してくれるということですね。

(黒田課長)

はい。

(関委員)

あと一点、画像の中でちらっと見えたのですが、ここに横断歩道橋が書いてあります。これは敷地外ですが、こういうことも将来、先ほどの回遊性とかバリアフリーではないですけども、やはりスカイウォークみたいなものが通るようなことも想定されているということでしょうか。

(黒田課長)

この左側のデッキについては、今回の現市庁舎の事業とあわせて横浜市のほうで整備をいたします。このスライドの左側、画面が切れていますが、これをそのまま行くと、横浜スタジアムが360度の外周デッキを今つくっているのですが、それにつながります。右側は現市庁舎街区の2階にタッチし

て、そのまま大きな敷地内通路を通過して駅前広場に出るという形で、先ほど鈴木委員がおっしゃった関内駅からの回遊性の一環として、このデッキについては市が整備して、回遊性を高めようということと既に進んでいる計画でございます。

(西村部会長)

エリアコンセプトブックの中にも表現されているわけですね。

(黒田課長)

そのとおりです。

(中島委員)

私も市庁舎が解体されないことをすごくうれしく思っております。この市庁舎が新しい建物になって、視点場が新しく増えると思うのです。今まで、私は中学校からずっと根岸線を使っているのですが、関内は業務集積という、大人の街というイメージしかなかったのですけれども、若者とかファミリー層とかに向けても新しいおもしろそうな街になりそうだなと、すごく楽しみです。

つくるのに緑が大切になると思うのですが、緑は建物の中に入るためのにぎわいをつくる最初のきっかけになると思うので、おもしろくつくっていただけたらと思います。

(西村部会長)

私から一つだけ注文です。先ほどの高さの図面がありましたよね。1-5の3ページ目のこれです。これで白抜きになっているのは、地区計画があるから高さに関しては別に定まっているということですよ。

(黒田課長)

そうです。

(西村部会長)

これはある意味もっと工夫して、1つの図でうまく説明できないかなと思うのです。これだけ見ると白抜きになっていて、それは別ですよ。ですから、これは役所の縦割りを図面に書いているわけですよ。景観計画はこちらです、地区計画はこちらです、別のものだから別に書いてあるのだけれども、街から見ると同じようにルールが決まっているわけなのです。何かここにそれなりの色がついていて、これは地区計画で決まっているから景観計画とは違うとか、何かうまい工夫があって、全体像としてはそれなりに統一的なものを目指しているけれども、縦割りがあから、所掌事務が違うし法律も違うからこうなっているということなので、それがわざわざ図面にならなくてもいいかなと思えるのです。そういうことができるかどうかわかりませんが、感想です。

(梶山書記)

今お示ししているのが、景観計画の中に入っている指定図面ということでお示しさせていただいているので、どうしても白抜きというところと景観計画で定めているところとあるのですが、今後の議論をする中で、もう少しわかりやすく工夫させていただきます。

(西村部会長)

市民向けには、よろしくをお願いします。

今までは市役所ですから、市役所に用事がない人にとっては障害物だったかもしれないところが、皆さんが行けるようになるという意味ではすごく大きく魅力的になるということもあるのです。

それでは、もう一度これに関しては議論ができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

## 2 景観制度の見直し検討について（審議）

議題2について、事務局より説明を行った。

(西村部会長)

これも次回の審議までにはほぼ方向性を固めるということですね。全体としては屋外広告物の規制の柔軟化というような趣旨ですが、いかがでしょうか。まずは欠席の方の意見からどうぞ。

(梶山書記)

欠席の委員からご意見がありましたので、ご報告させていただきます。まず、真田委員からです。「一時的に掲出する屋外広告物の取り扱いにつきましては、イベントにおける第三者広告の掲出については特によいと思ひます。」ということでした。しかし、「イベントが増えて、一年中イベントで

使われるようになったらそれはどうするのかということで、基本的には落ちつきのある通りだと思うので、申し込みが可能な期間ですとかそういったものを決めるなどして、ハレとケの割合をあらかじめ決めておく必要があるのではないか。」というご意見をいただいております。

次に、恒常的に掲出する屋外広告物の取り扱いのまず第三者広告について。「広告料収入を理由に一律に掲出可能とするのは違うのではないかと。現在、第三者広告が禁止されている関内地区の一部及びみなとみらい21新港地区が検討の対象だと思いますが、例えば日本大通りも一緒にくくってしまっているのか、エリアごとの目標に合っているのか、長期的な視点に立って、地区の価値を下げないように慎重に対応したほうがいい。」というご意見をいただいております。

また、映像装置につきましては、「運行情報についてはよいと思います。静止画デジタルパネルについて、ポスタータイプと同等であるということは確認しているので了解しております。一方、大きさや配置についてはきちんと考えられるようにしたほうがいいです。」といったご意見をいただいております。

また、大西委員のほうから、第三者広告の広告面やバナーについて。「ある程度の広告にはぎわい形成になるが、度を越えた広告はいかがなものか。よい悪いという判断の線引きは微妙で難しい。どのように審査をしていくのか。」といったご意見をいただいております。欠席の委員からの意見は以上となります。

(西村部会長)

今、大西委員からどのように審査をしていくのかということがありましたが、具体的には。

(梶山書記)

案内サインも、広告付バス停上屋につきましても、広告を審査していただく委員会というか検討会を設けておまして、毎回出てくる広告を必ずその委員に見ていただいて、公共広告として適切なものになっているかということを見ていただいています。もともと審査基準というものもありまして、その基準に合っているかということと、全体的なデザインについても問題があるものについては調整していただいて、修正していただくというようなこともやりながら掲載しているというところです。

(西村部会長)

質問に関してはそういうことで答えられるということですね。この点に関していかがでしょうか。どうぞ。

(国吉委員)

この内容も、真田委員もおられた景観審査部会で既に議論してあって、真田委員からの意見はそこでの議論も踏まえた発言というふうに見ていただければいいと思います。

それで、一時的に掲出する屋外広告物の取り扱いについては、やはり一時的がずっと連続したらどうなるのかとか、だから、1週間単位で出して、次の週もまた1週間申請すれば一時的なのかとか、その場合は恒常的なものとして、特別な場所では一定期間以上出さない、許可しないとか、全体の中でどのぐらいまでとか、そういう期間の総枠を定めておいたほうがいいのではないかと、という感じはしています。審査体制については、先ほど審査体制がありますよというのですが、私もやっているのですけれども結構きつくて、これ以上また増えるのかと。今までのものはある程度ドゥコー社というところで、一定のデザイナーもいてコントロールする体制も持っているのですが、言葉が通じるのです。だけど、そうでない街の看板屋さんがつくったようなものを言ってもなかなか通じないとか、このスポンサーは逃したくないとか、そういう話が出てきたりすると結構大変です。それなので今ある体制をそのまま使いますというので単純に言わないでほしいなという感じはします。審査する方も大変だと思うのです。

それから、第三者広告については、これは地区によって厳しくなっているところをどういうふうに対処するかということですが、どこの場所をとかいうふうにやってもらいたいとか、そこは次回詳しく議論をしたいと思っております。新たに映像装置も踏まえた広告付サインも出てきて、それはWi-Fi機能を持っているのです。Wi-Fi機能を入れて、観光客の利便性を高めようという観光施策の一環として、積極的に横浜市としては進めたいということがあって、やはりある程度わかりやすいところに置きたいみたいなどころはあるとは思っています。その中でも、景観審査部会の中でそれも議論をしていて、やはり歴史的建造物が多いところを乱すようなことはやめましょうと。ですから、そういう中で、ただ、非常にこれもワールドカップとかオリンピックとかそういうのに間に合わせて緊急に置いていきたいみたいなこともあって、割と見切り発車的なところがあるのですが、しょうがないということで景観審査部会の中から選ばれた私が、職員の方と事業者と一緒に現場で調整するというようなことをやって、開港広場とか主要なところでは主要な景観軸には入ってこないようにしてほしい

とか、できるだけ工夫をお願いしてもらっているのです。中には、やはりちょっとここに置くのは歩行者がぶつかって危険ではないかとか、そういう安全性の問題もあって、市役所の脇にもあるのですが、あれももうちょっと引っ込めるべきだと現場で言ったのです。結局、市役所のプロジェクトがあって敷地が少し前にはみ出すとか、そういうことも踏まえて現在のところに仮設置ということもありました。

今後は基準の中に、安全性などもきちんと踏まえ、地域の大事にしてきた環境を乱さないとか、歩行者への安全性とか、それらを最も大事にすべきだと記載すべきだと感じました。結局、映像装置というのは動くものはだめだとしてきたのですが、10秒間少なくとも留まっているようにしましょうととりあえずはやっています。ただ、少し慣れてきたら7秒ではどうかとかいうのを、もうちょっとやらせてほしいという希望はあるわけです。だけど、とりあえず10秒でスタートしましょうということで、あまりこれが短くなるとほとんど動画と同じではないかとなってしまいますので、景観としては落ちつきを保つのでしばらくはいいというということで、10秒という感じで今やっていると。

また、映像装置になったとき、場所によって、関内地区とみなとみらい地区では光の量が違いますから、関内地区などの場合は少し光量を落とすとしても目立つでしょう。ですから、均一に全部やらないでほしいとか、周りの背景の暗いところでは少しの光でも目立つわけで、そこだけあまり輝き過ぎるとバランスがということなども現場で見ながら調整させてほしいということをやっているという状態です。そんなところを報告も兼ねて説明しておきます。

(西村部会長)

ありがとうございます。これは全部国吉さんの労働強化になりそうな感じなので、働き方改革も考えていただければ。

(中島委員)

第三者広告についてなのですが、内容とか工作物のファサードとかはすごく慎重に対応すべきだと思うのですが、その場所、日本大通りはだめとか、そういう規定をつけ過ぎるのはどうかと感じています。自分自身、関内を歩いていて、都市美がいいのか悪いのかわからないのですが、案内板が景観に配慮し過ぎてわからないことがあるなと感じています。そのときに、バス停上屋の中のデジタル映像装置、デジタルサイネージの活用をうまくやれば、観光客に自分が横浜のどこにいるかとか、近くにどういう観光地があるかという横浜のPRにつながると思うので、そこをうまく活用していただきたいと思います。

あと、今後人口減少時代になるにつれて、観光客以外にも高齢者とかベビーカーを持ったハンディキャップのある方たちにどう楽しく街で過ごしていただけるかというのとも考える必要があると感じるので、マップを置いて近くの病院はどこかとか、そういう生活の機能も加えていかれたらいいのかと思います。

(西村部会長)

インタラクティブなマップみたいなものがあるといいのではないかと。ありがとうございます。私から質問させてください。1つは、バス停の上屋の問題のときに、ドゥコー社がやっているという、あのときに、第三者広告は出せるところがかなり大きくなってしまっていると、広告が全国共通のものになっていって地域性がなくなるのではないかという議論が一方でありますよね。それをどういうふうに考えておられるのか。対処法もやられているのかというのが1点。もう一つはコメントなのですが、デジタルサイネージのもう一つの役割として、やはり中身を変えられるので、例えば今週末に台風が来て、多分電車がとまったりする。そういう災害時とか緊急時にもう少し公共的なインフォメーションを出すということがあれば、先ほどのWi-Fiがついて公共的役割を果たしているというのと同じように、プラスの面でも紙だとできないことができるという意味ではもうちょっと積極的に注文もつけられないのでしょうか。そういう条件のもとでこういうものを建てるとか、緊急時にお願するみたいなことがあると、もう少し公共性も高まるのではないかと思うのです。その2点、何かありますか。

(鍋田書記)

まず、1点目の地域的な広告の存在ですが、実は全部が全部一緒ではなくて、この1枚だけ買うというような形で、例えばDeNAが試合の告知をするとか、あるいは新規開店の店がもうすぐオープンですというようなことも実際行っております。ただ、なかなか、高いのではないかと思われるのでやれる事業に限られるとは思いますが、いずれにしても1枚、2枚の単位で買い取って地域の広告も出しているという実態があります。

それから、公共的なデジタルパネルの、例えば災害時については今、検討中でございます、今後

実験などをしていこうということでございます。

(堀田書記)

もともとデジタルサイネージの部分については、災害時の表示をしようということで既に危機管理室とは調整をしております、どこまで出すのかということについてかなり慎重に検討を始めております。あまり出し過ぎてしまうとパニック状態になったりしますし、したがって、どういうレベルのものを出すのかということ自体を今、慎重に検討をしているということです。

あと、先ほどの地域の広告の話なのですが、もともとナショナルクライアントを前提とした提案として来ていたものですから、そういうことがあって大体はそういったものにならざるを得ないというところがあります。ただ一方で、この広告料収入を活用して地域のイベントを表示できるようなパネルを、全体の何パーセントとか、今でいうと4、5枚はパネルとして、例えば大さん橋のたもにつける1枚のパネルについては大さん橋で毎月やるイベントとか、あとは客船が入ってくるいろいろなインフォメーションがありますので、そういったもので使えるような状況にしたりとか、それは個別で調整してはおります。あとは、さっき鵜田が話をしたように、1枚ずつでもいろいろと出せるというような工夫もなされているということです。

(西村部会長)

ビジネスモデルがそうなっているので、いかに地域で頑張るか。横浜は頑張っていらっしゃるのですが、全国で見るとそういうところは少ないので、全国的な問題ではないかと。むしろこういう工夫をしているというのをほかに広める必要があるのかもしれないね。

### 議題3 その他

その他として、今秋から開始する予定である、新しい夜間景観の内容と実証実験の概要を事務局より説明した。

(西村部会長)

この件に関しまして何かご質問等あればいかがでしょうか。

(鈴木委員)

今までのスマートイルミネーションというのも、かなりよそからお客様も喜んで見ていられたので、それがさらにレベルアップするということでもいい取り組みではないかと思うのですが、日常的な照明についてはどうでしょうか。3、4年前もちょうどクリスマスシーズンだったので部分的にイルミネーションはやっているのです。例えば日本大通りとかはやっているのですが、山下公園のホテルニューグランドのある通りがすごく暗くて、妹と二人で歩いていたのですけれども途中で怖くなってしまいました。もう一本行った中華街のあるところはすごく輝いているのです。要するに女の人一人、二人で歩けないような暗さでした。あれはどうにかならないのでしょうか。こういう大規模なことの前に、あの辺を歩けないと。ホテルから出てきて、今はみなとみらい線も通っていますが、歩く人ばかりではないけれども、でも、やはりちょっとそぞろ歩きたいというのが、横浜に来た方たちというのはそれがいいらしいのです。歩ける距離だからというので。それをするために、日常的なライトアップの前の問題で、観光客が行くようなところの照明というのはもうちょっと何かならないでしょうか。

(西村部会長)

もっと日常的なことをやってほしいと。

(河本課長)

2つあるのですが、1つは今、山下公園のところの山下公園通りが暗いというのは、あそこはガス灯なのです。馬車道と一緒にあります。ガス灯通りなので、ガス灯を生かすための光の環境になっていると思います。ただ、見る方によっては非常に暗いと。さらに、地元の方から言いますと、山下公園がもっと暗いのです。山下公園は夜になると行けないという意見が多数を占めています。実は、これは夜8時の10分間の特別イベントを最後のゴールを目指しています。シンガポールとか香港は、毎日夜8時になると光のイベントをやっているのですが、それを目指していきたいと思っています。ただ、光のイベントだけだと何千億というお金がかかってしまいますので、横浜の場合は光だけではなくて、それぞれのお店がパフォーマンスとか音楽とか、いろいろなことをまちぐるみでやる特別な10分間というのを世界に売り出していきたいと思っております、イベントのほうのゴールは一つ考えて

います。

もう一つ、今回地元の方々と協議会をつくっているのですが、そちらのほうで議論しているのは、光の道計画というのをやろうということを考えています。いわゆるナイトウォークです。昼間のプロムナードというのは、開港の道とかいろいろ魅力的な道を横浜市は取り組んでいるのですが、一方で、夜、安心して、あるいは楽しく歩けるような、暗がりをあえて通る人もいられるかもしれませんし、結局、光の環境というのは街路灯、公園灯のみならず両面に面している店舗ですとかホテルですとか、そういったトータルの光環境がありますので、そういったベーシックな夜の光環境をもう一度整理し直して、楽しく歩ける、あるいは一つの目的をもって回遊性が生まれるような動線計画を改めてつくろうということです。こちらは本日のテーマではありませんのでご説明はしていませんが、光の道計画というのを今後、官民一体で計画及び再整備しようというのをもう一つのプロジェクトとして、文化観光局で今年から実は始める予定でございます。

(西村部会長)

今、鈴木委員がおっしゃったようなことは改善されるということですか。

(河本課長)

そういった意見も踏まえまして、あるいはある程度ガス灯のイメージをとってほしいとか、部分部分に光のスポットを置いてそういったことを緩和するとか、いろいろな方法があると思いますので、そういう課題を抽出しながら皆さんと解決策を模索していくと。ガス灯はガス灯なのですが、周りの壁面の建物を明るくすることによって全体の環境が明るくなるという方法もありますので、そういったことも含めて5カ年計画で計画していこうと思っております。

(西村部会長)

ぜひ、それもよろしくお願いします。ありがとうございます。

一言だけ。ナイトタイムエコノミーということを書いてあって、言うのはいいのですが、私は目的というよりも結果的にそうなるという書き方をしたほうがいいのではないかと思うのです。そうしないと、ナイトタイムエコノミーに一番貢献するのはIRですよ。IRが出てきたら、ナイトタイムエコノミーのためにやっているというところにごく大きな根拠を与えるような感じがするので、もう少しクリエイティブな都市のあり方みたいなものをプロモートするためにやっていって、その結果、人が歩くようになって、結果としてエコノミーにも貢献するみたいなほうがいいのではないかなと、個人的にですが思います。あまり最初にそれが来ると、人ごとながらちょっと心配します。

(梶山書記)

本事業につきましては、今後の景観のあり方の検討のために、委員の皆様にも見ていただきたいと思っております。現地の確認の機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、後ほど日程についてはご報告させていただきます。

(関委員)

「夜8時に横浜は変わる」というのがキャッチフレーズについて、「20時」というほうがいいのではないかなと思います。

(河本課長)

20時と言ったほうが、世界的にはそちらのほうがわかるかもしれないですね。ありがとうございます。

(西村部会長)

それでは、本日の審議内容について事務局から確認をお願いしたいと思います。

(梶山書記)

本日も審議いただいた内容の確認です。まず、議事1の市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等につきましては、関内の地区全体の高さを含む考え方についてのご意見をいただきまして、今後個別に議論していくところもあります。最低守っていくべきところをどのぐらいの制度で決めていくかということについてご意見をいただきました。また、資料4につきましては、細かいご説明をさせていただきませんでしたが、次回そういった細かい基準についても議論していくという形でやっていきたいと思っております。

それから、議事2につきましては、景観制度の見直しの検討ということでご意見をいただきました。まず、一時的なものにつきましては、全般的には多分問題ないということでしたが、期間につい

	<p>てどういった形で検討していくかというところではご意見をいただいております。また、第三者広告、そういったものにつきましては、安全性、また、わかりやすさといったところを配慮していくべきではないかということ。あと、映像広告についてもおおむね良好でしたが、先ほどのところと関連するような形でのご意見もいただいております。詳細な内容につきましては、議事録の確認をもって確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日の議事録につきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の基づき、審議会の議事録についてはあらかじめ指定した者の確認を得た上で、それを閲覧に供することとなっております。議事録は、部会長の承認を得ることとさせていただいております。</p> <p>(西村部会長)</p> <p>こういうのをまとめるのは大体部会長がまとめるのが普通多いのですが、横浜の場合は全部書記の方にまとめてもらえるということになっていますね。</p> <p>それでは、次回の審議会の開催につきまして、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(梶山書記)</p> <p>済みません。まとめについては早急に検討します。</p> <p>次回の政策検討部会の開催についてなのですが、事前に日程の調整をさせていただいております、一応11月28日木曜日の4時半からの予定です。先ほどご説明のありましたイルミネーションのイベントについて、その日の審議が終わった後にご見学をいただきたいと思いますと思っております。ご意見をいただく機会は、また別途設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>閉 会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第、参加者名簿、座席表、第17回議事録</li> <li>・資料1：市庁舎移転に伴う横浜市都市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について</li> <li>・資料2：景観制度の見直し検討について</li> <li>・資料3：創造的イルミネーション事業について</li> </ul>
特記事項	<p>次回の部会は、11月28日（木）16時30分より開催予定。</p>